

一般社団法人千葉県農業会議の沿革

1 組織の変遷

千葉県農業会議は、昭和29年8月18日、千葉県庁「千葉クラブ控室」において創立総会が開催され、2日後の8月20日に県知事より認可され、実務が開始されることになった。創立総会時の会議員は、1号会員12名、3号会員1名、4号会員4名の17名であったが、創立総会后に2号会員1名、5号会員2名、6号会員4名が推薦、指名され、また、事務局員も追加されて、会議員24名、事務局員5名の体制が整った。

昭和32年に「農業委員会等に関する法律（以下農委法）」の改正により、総会の開催や部会の設置が規定され、さらに全市町村農業委員会を会議員に加えることが必要となった。このため、第1回総会を昭和32年8月17日に「千葉県自治会館」で開催し、会議員総数114名、農地部会16名、農政部会24名体制となり、現在の千葉県農業会議の骨格ができあがった。その後、昭和55年の農委法の改正により、部会制から常任会議員制へ移行、さらに平成27年の改正により、認可法人から一般社団法人へと組織変更され現在に至っている。

この間、市町村農業委員会数は市町村の合併などにより減少し、昭和32年の第1回総会時に102であったものが、平成22年には53まで減少した。また、平成28年4月から社団法人に移行する際、拠出金（会費）を出す賛助員は、議決権を持つ会員になることが義務づけられ、それまで賛助員だった市町村が団体会員として加わった。

現在の会員数は119名で、うち役員6名（理事4名、監事2名）、常設審議委員23名で運営を行っている。

2 業務

農業会議の業務は、農委法や農地法の変遷とともに変化してきた。昭和26年の農委法制定時は都道府県農業委員会として、基本的に市町村農業委員会と同じ権限を持っていたが、昭和29年の改正により認可法人となり、行政機関から行政行為を補完する諮問機関としての位置づけになった。さらに農業及び農民の代表機関として現場の声を建議の形で行政に届けるとともに、市町村農業委員会を支援する活動が農業会議の主要な業務となり、農業会議の業務の基本ができあがった。

現在の農業会議の主な業務は、農委法や農地法に基づく業務として、市町村農業委員会相互の連絡調整や各種研修会等を開催するとともに、諮問機関として毎月1回常設審議委員会を開催し、農地法第4条、5条、18条に基づく諮問回答を行っている。

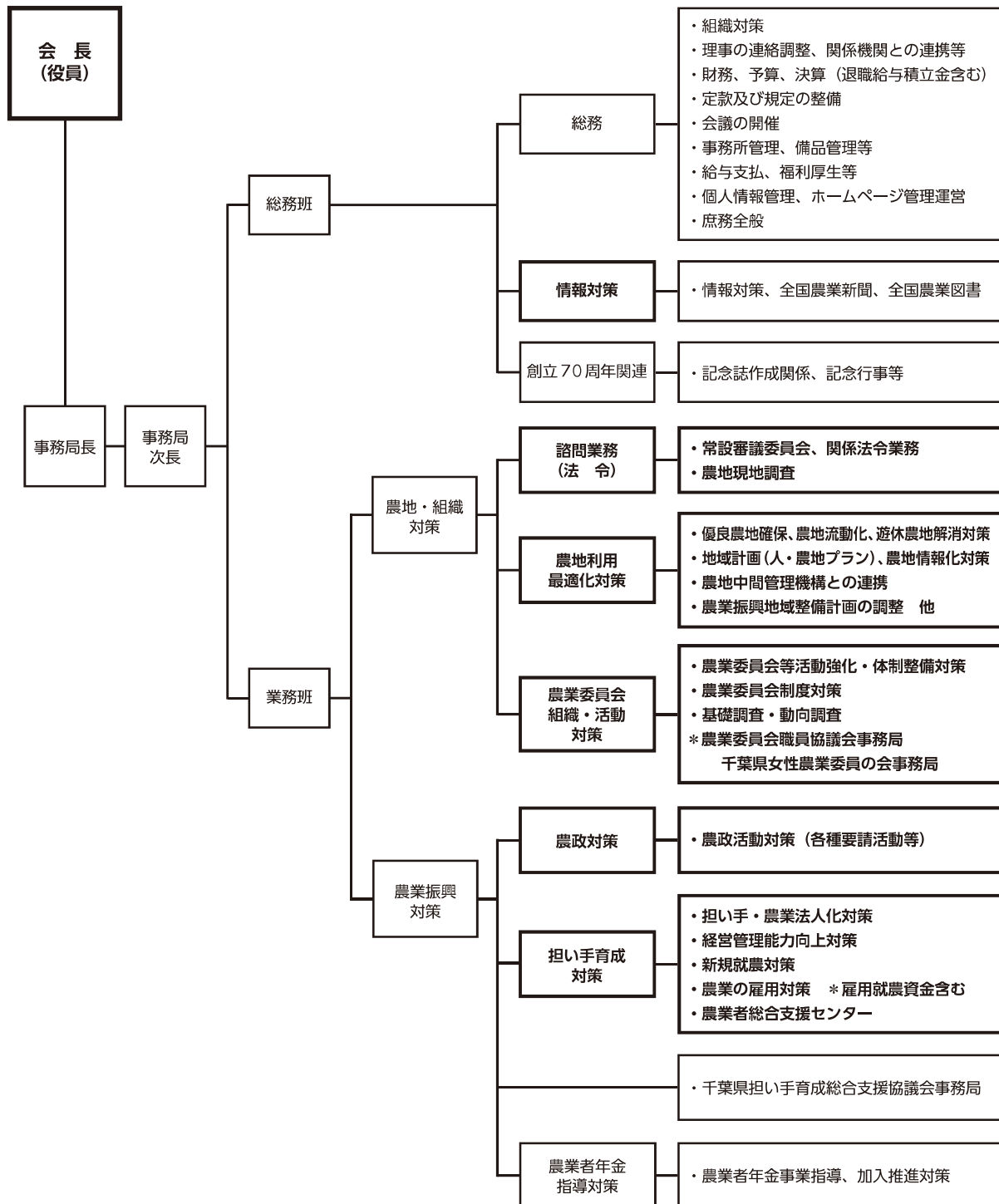
また農業者の経営支援対策として、法人化支援や雇用就農資金、農業者年金業務を行っている。

一般社団法人千葉県農業会議の歴史年表

年	月 日	農業会議の出来事	補 足
昭和 29 年	7 月 16 日	農業会議の会議員定数が 24 名に定められた。(千葉県告示第 348 号)	
	7 月 20 日	(農業委員会等に関する法律の施行 農業委員会法の改正)	
	8 月 18 日	千葉県農業会議創立総会開催。 (出席会議員 15 名 会長 土屋晴氏、副会長 藤沼亨氏、石井孝郎氏)	会議員総数 24
	8 月 20 日	千葉県知事より設立が認可される。	
昭和 32 年	8 月 17 日	第 1 回総会が開催され、1 号会員としてすべての市町村農業委員会が加わる。 会長 木島義夫氏、副会長 藤沼亨氏、石井孝郎氏	会議員総数 114 農地部会 16 名 農政部会 24 名
昭和 33 年	10 月	農業基本法研究会、農業法人研究会を設置	
昭和 36 年	6 月 12 日	(農業基本法制定)	
昭和 37 年	4 月	第 1 次農業構造改善事業が始まり、本格的啓蒙普及始まる。	
	8 月	農業構造改善事業推進のため市町村説明会を実施 (25 回、約 1,600 名参加)。	
昭和 38 年	6 月	農地制度検討小委員会を設置	会議員総数 106
	7 月	農委法改正 10 周年を記念して、農業委員会永年勤続功労表彰を行う。 農業委員会会長 36 名、農業委員 265 名	
	8 月	農業員手当の実態調査実施。県平均年額 21,855 円 町村 18,787 円 市 35,077 円	
昭和 41 年		千葉県農業委員会職員協議会設立総会開催。	
昭和 44 年	8 月	創立 15 周年記念事業として、農業委員会関係者の表彰を行う (総計 195 名)。	
	10 月	都市計画指定市町村農委会による都市近郊対策協議会の設立。	
昭和 45 年	5 月 20 日	(農業者年金法制定)	
	8 月	「若い農業経営者の声を聞く会」を県下の市町村農業委員会で開催。 農業者年金業務開始 (指導事業として)。	
昭和 46 年	6 月	県下 5 ブロック別に事業説明会開催。これよりブロック別研修会が始まる。	
昭和 47 年	4 月	県海外派遣青年協議会事務局が県農地課より移転 企業的農業経営育成特別事業が始まる。	会議員総数 91
昭和 48 年	10 月	千葉県稲作経営者会議設立総会開催。	
	11 月	千葉県養豚経営者会議設立総会開催。	
	11 月 26 日	千葉県土地と農業を守る農業者総決起大会開催 (参集 852 名)	
昭和 49 年	8 月	千葉県施設園芸経営者会議設立総会開催。	
	11 月	農業会議創立 20 周年記念式典開催	
昭和 50 年	1 月	千葉県経営者協会設立総会開催	
	11 月 10 日	固定資産税対策千葉県農業者代表大会を開催 (農協中央会と共催)。	
昭和 55 年	10 月	農地部会及び農政部会が廃止され、常任会議員制が始まる。 (農用地利用増進法制定)	会議員総数 92 常任会議員 24 名
昭和 59 年	9 月	千葉県農業会議創立 30 周年記念式典開催。	
	12 月	千葉県肉牛経営者会議設立総会開催。	
昭和 62 年	9 月	農地流動化推進員の表彰制度発足。	
平成 2 年		農地台帳のデジタル化支援を始める。	
平成 6 年	10 月 28 日	第 1 回農業経営基盤強化促進大会を開催。	
平成 10 年	10 月	農業会議事務局内に設置されていた組織団体を整理統合し、一般社団法人千葉県農業協会を設立。	
平成 11 年	7 月 16 日	(食料・農業・農村基本法制定)	
		一般社団法人千葉県農業協会が独立。	
平成 16 年		「STOP ヤミ小作」運動開始。	
平成 17 年		平成の市町村大合併により農業委員会数が大幅に減る。 78→55「農地と担い手を守る 3 年運動」始まる。	会議員総数 66
平成 18 年	9 月	常任会議員会議にて成田空港敷地内農地賃借権解除に関する件が諮問される。	
平成 19 年	4 月	千葉県担い手育成総合支援協議会の運営を始める (県担い手支援課から事務局移転)。	
平成 20 年		「農の雇用」の取扱いを始める。	
平成 23 年	3 月 22 日	東日本大震災により創立以来初めて書面による総会を開催。	
平成 27 年		農地台帳の公表が義務化されるとともに、農地情報公開システムの整備が始まる。	会議員総数 64
平成 28 年	4 月	一般社団法人千葉県農業会議が始まり、県から「農業委員会ネットワーク機構」の指定を受ける。 5 項 1 号会員として市町村が加わる。常任会議員会議から常設審議委員会に変更。	会員総数 119 常設審議委員 23 名
平成 30 年		「人・農地プランの実質化」の支援を始める。	
令和 3 年	6 月 28 日	コロナ禍により書面による総会を開催。各種研修会等を Web で開催。	
令和 4 年		各市町村農業委員会にタブレットの配布が始まるとともに研修を始める。	
令和 5 年		地域計画における「目標地図素案づくり」の支援を始める。	

千葉県農業会議事業執行組織体系図

令和6年4月1日現在



囲み内はネットワーク指定の必須業務
 千葉県女性農業委員の会の事務局は総務班
 農業委員会職員協議会の事務局は業務班